

# 「柏崎市障がい相談支援専門員定着支援金」のお知らせ

相談支援専門員の離職を防ぎ、業務継続の意欲向上を図るため、市内の福祉事業所に勤務する相談支援専門員に支援金を交付します。

## 1 申請できる方

柏崎市内の福祉事業所に勤務する相談支援専門員

\*ただし、2の支援対象要件に当てはまる方が対象です。



## 2 支援対象要件・支援金交付額

支援対象要件（次の全てに当てはまる方）	支援金交付額
相談支援専門員の資格を持ち、市内の福祉事業所において相談支援専門員としての業務に従事している方	5万円
相談支援専門員の初任者研修を修了し、相談支援専門員の資格を得た方、または、相談支援専門員の現任もしくは主任研修を修了し、相談支援専門員の有効期限の更新を受けた方	
居住地の市町村税に滞納がない方	

\*相談支援専門員の資格を有している場合でも、事務職など、相談支援専門員としての業務に従事していない方は、対象になりません。

## 3 申請方法

相談支援専門員の初任者研修または現任・主任研修の課程を修了後、「柏崎市障がい相談支援専門員定着支援金交付申請書（第1号様式）」に必要な書類を添えて提出してください。

### 提出書類

- 柏崎市障がい相談支援専門員定着支援金交付申請書（第1号様式）
- 修了証の写し
- 事業所における業務内容が分かる書類（辞令の写し、雇用契約書の写しなど）
- 居住市町村税に滞納がないことが分かる書類（完納証明書など）
  - \* 転入者は、柏崎市に転入する前の住所地での完納証明書など
- 振込先口座の通帳の写し

## 4 申請期間

研修修了日から起算して60日以内

ただし、令和8（2026）年度分の申請受付期限は、令和9（2027）年3月31日です。

例：① 令和8（2026）年 10月16日に修了 → 12月14日までに申請

② 令和9（2027）年 2月12日に修了 → 3月31日までに申請



**\* 研修終了日が令和9（2027）年2月1日以降の場合は、3月31日までに申請してください。**

**\* 研修修了日によっては、申請期間が短くなる場合があります。ご注意ください。**

## 5 申請後

審査後、柏崎市から「柏崎市障がい相談支援専門員定着支援金交付決定通知書」が送付され、交付決定通知日から30日以内に支援金が交付されます。

## 6 注意事項

- 支援金の交付は、1人につき1回（初任者研修または現任・主任研修のいずれか1回）となります。
- 交付決定後に不相当と認められる事由が生じた場合には、交付決定を取り消し、支援金の返還を求める場合があります。

## 7 その他

「障がい相談支援専門員定着支援金」のほか、「福祉資格取得支援補助金」が創設されました。こちらも活用ください。

	障がい相談支援専門員定着支援金	福祉資格取得支援補助金
申請者	相談支援専門員（個人）	福祉事業所を運営する事業者（法人）
申請の タイミング	相談支援専門員の初任者研修または現任・主任研修修了後、申請期限内に申請	所属する職員が、対象となる研修などを修了または試験に合格後、申請期限内に申請



↑ 柏崎市HP

### 【申請・お問い合わせ先】

柏崎市福祉保健部福祉課 障害相談係（市役所1階）

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

電話：0257-21-2357（障害相談係直通）

FAX：0257-21-1315（福祉課直通）

ホームページ：https://www.city.kashiwazaki.lg.jp

Eメール：fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp